

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2 月13日
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 藤井 博行
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 5 7 6 5 - 4 0 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐坂 克郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 5 7 6 5 - 4 1 5 5
【事務連絡者氏名】	財務部長 佐坂 克郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年11月13日開催の取締役会において、日立電線株式会社（以下、「日立電線」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、日立電線を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本基本合意書を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出致しました。

今般、当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、日立電線との間で、合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本合併契約を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

(2) 本合併の目的

経営統合の目的

両社は経営統合することにより、その相乗効果として、材料・製品開発力を強化するとともに、事業領域を拡げ、市場やお客様が期待する新たな製品やサービス・ソリューションを提供し、市場基盤、顧客基盤の強化・拡大を図ってまいります。さらには、双方の持つ販売網、生産拠点を有効活用することで事業効率を高めるとともに、グローバル生産・販売体制を整えてまいります。

これらにより、世界に類を見ない、高機能材料メーカーとして持続的に発展することをめざします。

経営統合の背景

当社は、高機能材料分野における、自動車・エレクトロニクス・産業インフラの各分野で、グローバルに事業を展開しています。昨今、世界各国・地域において低炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、環境親和製品に経営資源を集中し、その開発と市場投入を加速するとともに、企業体質の強化に取り組み、持続的に成長することをめざしています。

一方、日立電線は、創業以来、エネルギーや情報を、より速く、確実に、効率よく伝えるための多様な製品・サービス・ソリューションを市場に提供してきました。現在、重点ターゲット分野である産業インフラ、電力インフラ・次世代エネルギー、情報通信インフラの3分野に経営資源を集中し、高収益企業への変革をめざしています。

このような中、両社が事業を行ってきた市場領域では、外部環境が急激に変化しており、今後ますます競争が激しくなっていくことが予想されます。

かかる状況下において、両社はそれぞれ新たな成長、発展を模索してまいりましたが、高機能材料メーカーとして持続的成長をめざしていくためには、経営資源の有効活用によって事業効率を上げるとともに、グローバル戦略を加速させ、また、事業及び開発における領域を拡げ、販売力の強化、顧客基盤の拡大を実現していくことが必要であるとの認識に至りました。

経営統合の目標

（ ）事業競争力の向上及び事業領域の拡大・創出

産業・情報インフラから自動車、エレクトロニクス関連分野において、強みを活かせる事業領域を拡げるとともに、販売網及び販売体制を強化し顧客基盤の拡大を図ってまいります。また、これらによりマーケティング力を高め、技術・開発力を融合することで、お客様が求める材料及び製品の、開発から販売、技術サービスに至るソリューションを効率よく提供できる体制を整えてまいります。中長期においては、成長に資する新たな市場・領域を開拓していくとともに、そのスピードを加速してまいります。

() グローバル戦略の加速

両社とも、グローバル市場での成長に向け、北米、中米、欧州、中国、アジア等、幅広い国・地域において事業展開してまいりましたが、この経営統合を機に、さらなるマーケティング・営業体制の強化・拡充、調達・生産等のグローバル化を加速してまいります。また、双方の拠点の有効活用により実行のスピード及び経営効率を上げるとともに、グローバル人材の育成・活用を図ってまいります。

() 先端技術開発力の強化

両社各々の製造技術や製品開発力における長所の融合、また、相互の技術の活用によってその領域を広げるとともに、プロセスイノベーションを図り、市場・顧客のさまざまなニーズにお応えしてまいります。また、研究所を含む研究開発体制の統合により研究体制を刷新し、自動車関連分野や産業インフラ分野における新製品の市場投入までのスピードを加速し、次世代材料・製品の開発を行ってまいります。

() 強固な経営基盤の確立

両社が有する国内外の拠点を効率よく活用し、経営基盤の強化を図ってまいります。そして、グローバル調達や集中購買の拡大、ITコストの削減等、経営統合の効果を早期に実現し、事業規模の拡大にとどまらず収益力の向上を図り、強固な財務基盤を構築してまいります。併せて、戦略的かつ機動的な資金・資産の活用を行い、企業価値の増大を図ってまいります。

また、両社の社員、グループ会社、取引先との関係を強化するとともに、それぞれの地域社会との連携も十分に考慮し、さまざまなステークホルダーへの価値向上に努めてまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容、その他の本基本合意書の内容

本合併の方法

当社及び日立電線は本経営統合を吸収合併の方式により実施致します。本経営統合は、対等の精神に基づき実施されますが、本合併の手續上、当社を吸収合併存続会社、日立電線を吸収合併消滅会社と致します。

本合併に係る割当ての内容

本合併に当たっての株式割当比率（以下、「本合併比率」といいます。）は、第三者機関の評価を踏まえ、今後、両社協議の上で決定致します。

その他の本基本合意書の内容

本基本合意書の締結（両社）：平成24年11月13日

合併契約締結（両社）：平成25年1月上旬（予定）

合併期日（効力発生日）：平成25年4月1日（予定）

但し、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、スケジュール等を含む本経営統合計画の変更、又は本経営統合計画推進自体の見直しを行う可能性があります。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

本合併比率は、第三者機関の評価を踏まえ、今後、両社協議の上で決定致します。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

未定であり、今後、両社協議の上で決定致します。

当社及び日立電線は、両社長を共同委員長とする「統合検討委員会」を設置し、本合併に必要な事項の検討を開始致します。なお、本合併に関する未定事項については今後決定し次第、臨時報告書の訂正報告書を提出致します。

(訂正後)

(2) 本合併の目的

経営統合の目的

両社は経営統合することにより、その相乗効果として、材料・製品開発力を強化するとともに、事業領域を拡げ、市場やお客様が期待する新たな製品やサービス・ソリューションを提供し、市場基盤、顧客基盤の強化・拡大を図ってまいります。さらには、双方の持つ販売網、生産拠点を有効活用することで事業効率を高めるとともに、グローバル生産・販売体制を整えてまいります。

これらにより、世界に類を見ない、高機能材料メーカーとして持続的に発展することをめざします。

経営統合の背景

当社は、高機能材料分野における、自動車・エレクトロニクス・産業インフラの各分野で、グローバルに事業を展開しています。昨今、世界各国・地域において低炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、環境親和製品に経営資源を集中し、その開発と市場投入を加速するとともに、企業体質の強化に取り組み、持続的に成長することをめざしています。

一方、日立電線は、創業以来、エネルギーや情報を、より速く、確実に、効率よく伝えるための多様な製品・サービス・ソリューションを市場に提供してきました。現在、重点ターゲット分野である産業インフラ、電力インフラ・次世代エネルギー、情報通信インフラの3分野に経営資源を集中し、電線、自動車部品、情報デバイス、金属材料の各事業（以下、「電線材料」といいます。）を展開、高収益企業への変革をめざしています。

このような中、両社が事業を行ってきた市場領域では、外部環境が急激に変化しており、今後ますます競争が激しくなっていくことが予想されます。

かかる状況下において、両社はそれぞれ新たな成長、発展を模索してまいりましたが、高機能材料メーカーとして持続的成長をめざしていくためには、経営資源の有効活用によって事業効率を上げるとともに、グローバル戦略を加速させ、また、事業及び開発における領域を拡げ、販売力の強化、顧客基盤の拡大を実現していくことが必要であるとの認識に至りました。

経営統合の目標

() 事業競争力の向上及び事業領域の拡大・創出

産業・情報インフラから自動車、エレクトロニクス関連市場において、高級金属、電子・情報部品、高級機能部品、及び電線材料における強みを活かせる事業領域を拡げるとともに、技術の補完による相乗効果により効率の良い生産体制を構築し、グローバル市場で戦えるコスト競争力を強化してまいります。

また、販売網及び販売体制を強化し、技術・開発力を融合することで、マーケティング力を高めてまいります。お客様が求める材料及び製品の、開発から販売、技術サービスに至るソリューションを効率よく提供できる体制を整え、グローバル市場における販売ネットワークの構築、顧客基盤の強化を図ってまいります。中長期においては、成長に資する新たな市場・領域を開拓していくとともに、そのスピードを加速してまいります。

() グローバル戦略の加速

両社とも、グローバル市場での成長に向け、北米、中米、欧州、中国、アジア等、幅広い国・地域において事業展開してまいりましたが、この経営統合を機に、さらなるマーケティング・営業体制の強化・拡充、調達・生産等のグローバル化を加速させ、経営効率を上げてまいります。

具体的には、各事業における海外拠点の位置づけを見直し、再編・統合を行うとともに、国内拠点と合わせ、グローバル市場で戦えるコスト構造を構築してまいります。高機能材料分野において成長が期待できる新興国においては、既存進出拠点を有効活用し、グローバル戦略実行のスピードを加速させるとともに、事業領域の拡大を図ってまいります。

また、事業運営におけるグローバル戦略の展開を通じ、人材の再配置を行うとともに、世界に通用する人材の育成・活用を行ってまいります。

() 先端技術開発力の強化

両社各々の製造技術や製品開発力における長所の融合、また、相互の技術の活用によってその領域を広げるとともに、プロセスイノベーションを図り、市場・顧客のさまざまなニーズにお応えしてまいります。また、研究所を含む研究開発体制の統合により新製品・新事業創出に向けた体制を刷新し、自動車関連分野や産業インフラ・エネルギー分野における新製品の市場投入までのスピードを加速させ、間断ない次世代材料・製品の開発・市場投入をめざしてまいります。これらにより、持続的成長への基盤となる事業ポートフォリオの強化・新陳代謝を図ってまいります。

() 強固な経営基盤の確立

国内販売体制の効率化や本社・間接部門の合理化による固定費の削減、グローバル調達や集中購買の拡大による事業競争力の強化、ITコストの削減等、収益力の向上を図り、強固な財務基盤を構築してまいります。併せて、戦略的かつ機動的な資金・資産の活用を行い、企業価値の増大を図ってまいります。

また、両社の社員、グループ会社、取引先との関係を強化するとともに、それぞれの地域社会との連携も充分に考慮し、さまざまなステークホルダーへの価値向上に努めてまいります。

以上、本合併により創出される定量的な効果として、下記のとおり短・中期では平成27年度（2015年度）を目処に営業利益で120億円を見込んでおります。また、長期では平成30年度（2018年度）を目処として、営業利益で200億円の効果創出を見込んでおります。

<平成27年度（2015年度）統合効果目標>

主な項目	年間効果額
事業領域の拡大による効果	40億円
経営効率化による効果	80億円
合計	120億円

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容、その他の本合併契約の内容

本合併の方法

本合併は対等の精神に基づき実施されますが、手続上、当社を吸収合併存続会社、日立電線を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により、本合併を行います。

本合併に係る割当ての内容

会社名	日立金属株式会社	日立電線株式会社
合併比率	<u>1</u>	<u>0.17</u>

(注1) 株式の割当比率

日立電線の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.17株を割当て交付します。

(注2) 本合併により交付する株式数

当社は本合併により、当社の普通株式62,353,295株を割当て交付する予定です。なお、日立電線が保有する自己株式（平成24年12月31日現在7,234,089株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満）を保有することとなる日立電線の株主の皆様は、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（1,000株未満の普通株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（1,000株への普通株式の買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（1,000株）となる数の株式の売渡しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日立電線の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が普通株式1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

その他の本合併契約の内容

合併契約締結（両社）：平成25年2月13日

合併期日（効力発生日）：平成25年7月1日（予定）

なお、当社と日立電線が締結した本合併契約の内容は、別紙のとおりであります。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

当社及び日立電線は、本合併の合併比率（以下、「本合併比率」といいます。）の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに合併比率に関する財務分析を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、日立電線は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）をそれぞれ起用いたしました。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の各手法における合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法（基準日）	0.162～0.189
市場株価平均法（基準日）	0.141～0.164
類似会社比較法	0.194～0.214
DCF法	0.116～0.188

なお、市場株価平均法については、平成25年２月８日を算定基準日（以下、「基準日」といいます。）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の株価終値平均、並びに「日立金属株式会社および日立電線株式会社の経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」が発表された平成24年11月13日の前営業日の平成24年11月12日を算定基準日（以下、「基準日」といいます。）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

野村證券は、合併比率の算定に際して、提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成25年２月８日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。当社については、平成25年３月期においてそれまで戦略的備蓄を行ってきたレアアースの価格低下に伴う評価減を行うものの、平成26年３月期以降同様の評価減が発生しないこと等による増益が見込まれるためです。日立電線については、平成26年３月期以降、目下取り組んでいる構造改革による諸施策の効果等による増益が見込まれるためです。

また、野村證券は、当社の取締役会からの依頼に基づき、平成25年２月12日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本合併比率が、当社の支配株主等（東京証券取引所所有価証券上場規程第441条の２及び同施行規則第436条の３にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下、「支配株主等」といいます。）を除く、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

一方、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及び日立電線の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成24年11月12日（「日立金属株式会社および日立電線株式会社の経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」が発表された平成24年11月13日の前営業日）及び平成25年２月８日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式、東京証券取引所市場第一部における日立電線株式の、それぞれの算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）による算定を行っております。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価分析	0.141～0.189
類似企業比較分析	0.120～0.180
DCF分析	0.132～0.200

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、下記意見書の提出並びに意見書に記載された意見の表明及びその基礎となる上記合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、また合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は法律の専門家ではなく、両社における未解決の訴訟又は行政処分状況及びその影響に関しては、両社から入手した情報のみに依拠しており、独自の検証・評価は行っておりません。加えて両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、日立電線の取締役会からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、本合併比率が、日立電線の支配株主等を除く日立電線の株主にとって財務的見地から妥当である旨の平成25年2月12日付の意見書（フェアネス・オピニオン）を日立電線の取締役会に提出しております。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の合併比率の算定及び意見書は、日立電線の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本合併について開催される日立電線の株主総会における株主の議決権行使に関して何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の意見書及び分析は、平成25年2月8日現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

本合併に関し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、日立電線から本合併の完了を条件とする手数料を受領いたします。

ＤＣＦ分析による算定の基礎として、当社が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に提供した利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、平成25年3月期においてはそれまで戦略的備蓄を行ってきたレアアースの価格低下に伴う評価減を行ったことから営業利益が減少するものの、平成26年3月期以降においては同様の評価減による影響を見込んでいないためです。

一方、ＤＣＦ分析による算定の基礎として、日立電線が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に提供した利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、平成25年3月期においては事業構造改革に伴う諸施策の実行により一時的な特別損失を計上するものの、平成26年3月期以降は事業構造改革の効果による収益力の拡大が見込まれるためです。

算定の経緯

当社及び日立電線は、それぞれの財務アドバイザーから提出を受けた合併比率の算定結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績傾向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(3)に記載の本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会にて本合併比率によって本合併を行うことを決定し、同日、両社間で本合併契約を締結いたしました。

財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーである野村證券、日立電線の財務アドバイザーである三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、それぞれ当社及び日立電線の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、日立電線の普通株式は、平成25年6月26日をもって、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

なお、本合併の目的は、上記(2)に記載のとおりであり、日立電線の上場廃止そのものを目的とするものではありません。日立電線の普通株式が上場廃止となった後も、本合併により日立電線の株主の皆様が割り当てられる当社の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場されており、本合併後も両取引市場での取引が可能であることから、本合併により当社の単元株式数である1,000株以上の当社の普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

上記(3)に記載のとおり、本合併に伴い、当社の単元株式数である1,000株未満の当社の普通株式を有することとなる株主の皆様においては、本合併後に東京証券取引所市場及び大阪証券取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、当社の単元未満株式の買取制度（1,000株未満の普通株式の売却）又は買増制度（1,000株への普通株式の買増し）をご利用いただけます。

公正性を担保するための措置

本合併は、当社及び日立電線がともに株式会社日立製作所（以下、「日立製作所」といいます。）の連結子会社であることから、当社及び日立電線の双方にとって支配株主との取引等に該当致します。

本合併の公正性・妥当性を確保するため、当社は、上述の合併比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年2月12日付にて、野村證券から、上記に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本合併比率が、当社の支配株主等を除く、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。また、日立電線は、上述の合併比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年2月12日付にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から、上記に記載の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、合意された本合併比率が、日立電線の支配株主等を除く日立電線の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

また、当社及び日立電線の双方から独立した本合併の法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を、日立電線は長島・大野・常松法律事務所を選任し、それぞれ、法的な観点から助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

当社及び日立電線の取締役を兼任している持田農夫氏は、利益相反回避の観点から、本合併比率その他の本合併の条件等に係る両社間の協議及び交渉、並びに本合併契約の締結に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりません。なお、日立製作所の執行役を兼任している当社の取締役西野壽一氏、及び日立製作所の連結子会社である株式会社日立物流の取締役を兼任している当社の取締役石垣忠彦氏、並びに日立製作所の執行役を兼任している日立電線の取締役江幡誠氏については、両社の少数株主にとって不利益なものではないものと判断して、本合併契約の締結に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりますが、本合併比率その他の本合併の条件等に係る両社間の協議及び交渉には一切参加しておりません。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 日立金属株式会社（英文名：Hitachi Metals, Ltd.）

本店の所在地 東京都港区芝浦一丁目2番1号

代表者の氏名 代表執行役執行役社長 藤井 博行（就任予定）

代表執行役執行役副社長 高橋 秀明（就任予定）

資本金の額 26,284百万円

事業の内容 高機能材料の製造及び販売等

決算期 3月31日

なお、本合併後の純資産の額、総資産の額については、未定です。

以 上

吸収合併契約書

日立金属株式会社（以下「甲」という。）及び日立電線株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年2月13日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第5条に定義される。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号：日立金属株式会社

住所：東京都港区芝浦一丁目2番1号

(2) 乙の商号及び住所

商号：日立電線株式会社

住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の合計数に0.17を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式0.17株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の規定に従って本割当対象株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議及び合意の上、これを変更することができる。

第6条（吸収合併契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。但し、同法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受ける必要があることが明らかとなった場合には、本合併の条件（効力発生日を含む。）その他本契約の内容の変更や本契約の解除を含め、本合併の対応について甲及び乙が誠実に協議を行った上で、甲は、甲及び乙の協議の結果に従って、必要に応じて株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成25年4月24日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。
3. 前二項に定める手續は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議及び合意の上、これを変更することができる。
4. 甲は、効力発生日における乙の従業員全員を甲の従業員として承継し、その処遇については、別途甲及び乙が協議する。なお、承継された乙の従業員の勤続年数は、乙における勤続年数を通算する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ甲及び乙が協議及び合意の上、これを行う。

第8条（合併の効力発生前の剰余金の配当）

1. 甲は、平成25年3月末日を基準日として、1株当たり金7円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることができる。
2. 乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、剰余金の配当を行わない。

第9条（合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、（ ）協議及び合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は、（ ）協議の上、相手方当事者に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、乙の株主総会において本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 甲において、会社法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合
- (4) 本契約の履行に法令上必要な関係官庁等の承認等を効力発生日の前日までに得られなかった場合
- (5) 甲及び乙が合意した場合

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議及び合意の上で定める。

上記を証するため、本契約2通を作成し、各当事者は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月13日

甲：東京都港区芝浦一丁目2番1号

日立金属株式会社

執行役社長 藤井 博行

乙：東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日立電線株式会社

執行役社長 高橋 秀明